

### 第3編 計画の見直し

#### (1) 社会情勢等の変化への対応

地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて島根沿岸海岸保全基本計画の見直しを行う。

#### (2) 海岸保全施設の整備計画の変更

海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項にのっとり海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。

(参考)

決定及び経緯経過			
区分	決定	年月日	備考
決定	決定	平成15年3月26日	
	施行	平成15年3月26日	
改訂第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)
	施行	平成19年3月20日	
改訂第2回	決定	平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)
	施行	平成21年3月31日	